

○東京藝術大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則

〔昭和50年9月18日〕  
制 定

改正 平成元年1月26日 平成4年5月21日  
平成4年7月9日 平成5年2月18日  
平成8年3月4日 平成11年4月15日  
平成13年3月26日 平成15年2月17日  
平成16年4月1日 平成16年6月24日  
平成17年4月1日 平成25年10月24日  
平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 本学に入学する者(科目等履修生、委託生及び研究生として入学する者を除く。)に対する入学料の免除(以下「免除」という。)及び徴収猶予の取扱いについては、法令その他別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(大学院の免除対象者)

第2条 免除の対象となる者は、大学院の研究科(以下「大学院」という。)に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前1年以内において、大学院に入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(学部等・別科の免除対象者)

第3条 免除の対象となる者は、学部又は別科(以下「学部等」という。)に入学する者であって、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者とする。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学部等入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(申請手続)

第4条 免除を受けようとする者は、入学手続期間内に入学料免除申請書に、次に掲げる書類を添えて、所属の学部長又は大学院研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(1) 家族構成等調書

(2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長発行の所得証明書

(3) 学資負担者が死亡した場合は、死亡が確認できる証明書

(4) 当該学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書

(5) その他本学が必要と認める書類

(選考機関及び許可)

第5条 大学院に入学する者の免除は、当該学部又は研究科の学生生活委員会及び学生支援室（以下「支援室」という。）の意見を参考として、学長が許可する。

2 学部等に入学する者の免除は、当該学部学生生活委員会及び支援室の意見を参考として、学長が許可する。

(免除の額)

第6条 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(徴収の猶予等)

第7条 入学料の徴収猶予は、大学院及び学部等に入学する者（以下「大学等に入学する者」という。）であって、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は大学等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予の申請は、第4条の手続きに準じるものとする。

3 第1項の徴収猶予の許可は、第5条第1項の手続きに準じるものとする。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わせることができる。

4 第1項第1号及び第2号の納付が困難であることの認定は第4条及び第5条第1項に準じる。

5 第1項の徴収猶予の期間は、前学期入学者にあつては当該入学年度の9月末日まで、後学期入学者にあつては当該入学年度の2月末日までとする。

6 免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

7 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者に係る入学料は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して30日以内に、所定の入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、前条第5項又は第6項により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者について、前条第7項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であつて、本学学則第76条第5号又は本学大学院学則第39条第4号により除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

附 則

この規則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年7月9日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年3月4日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。